

株主名簿制度効力論

山 本 爲 三 郎

- 一、はじめに
- 二、対会社株主権対抗力制限効
- 三、資格授与的効力（株主権推定力）
- 四、会社免責力
- 五、おわりに

一、はじめに

株主名簿制度は会社・株主間の継続的、集団的な法律関係を画一的に処理するためのものである。そのため、株主名簿に名義が記載されなければ株主は対会社株主権対抗力を制限されるが（商法二〇六条二項）、記載されると資格授与的効力（株主権推定力）が生じ、名義人を株主として扱った会社は免責される、と一般に解されている。けれども、これらの効力の妥当範囲や根拠、意味内容等についてはなお検討すべき点があるように思われる。本稿は、株主名簿の右効力関係を把握することにより、株主名簿制度の構造を明らかにしようと試みるものである。

る。

二、対会社株主権対抗力制限効

(一) 対会社株主権対抗力制限効の一般的限界

株式の譲渡は当事者の意思表示と株券の交付により完成する（商法二〇五条一項）。つまり、譲渡当事者間はもちろん会社に対しても、株式譲受人は株式譲渡の効力を主張できる。したがって、株主であれば株主であることを証明して会社に権利行使できるはずである。ところが、商法二〇六条一項は、株主名簿に名義を記載しなければ、株主であっても会社に株主であることを対抗できないとする。株主名簿に名義記載のない株主の対会社株主権対抗力を制限するわけである。⁽¹⁾（名義人株主は制限を解かれて対抗力を回復する⁽²⁾）。これは右条項が、会社の事務処理上の便宜のために、株主名簿制度に与えた特殊な効力である。⁽³⁾そこで、株主にこのような制約を課す二〇六条一項の適用限界が問題となろう。

(i) 株主名簿作成前

会社は株主名簿を作成しなければならず、その本店への備置が取締役の義務とされている（商法二六三条一項）。しかも、株主名簿は会社が株主を把握する制度であり会社にとって利益となるから、一般的には遅滞なく株主名簿が作成されるものと思われる。けれども、小規模閉鎖会社の中には株主名簿の存在自体不明確なものがある。⁽⁴⁾株主名簿はその記載事項が商法に定められているだけで（商法二三三条）、存在形式は会社の任意に委ねられており、しかも作成を強制する制度的保障もない。作成義務は法定されていても、株主名簿が存在しない場合もあり

うるわけである。

もつとも、そもそも無記名株式が廃止された現在、株式は記名株式であり、株主名簿の存在を前提とする⁽⁵⁾。したがって、株主名簿の不存在は法的にはありえないといえそうである。けれども、前述のように株主名簿は本店に備え置かれ、さらに株主および会社債権者の閲覧・謄写請求の対象とされている（商法二六三条二項）。この趣旨からすれば、株主名簿は客観的に存在し、また、容易に閲覧できるものでなければならぬと思われる⁽⁶⁾。代表取締役の記憶は株主名簿にあたらぬ（株主名簿の効力を認めることはできない）。問題はこのような意味での株主名簿が存在しない場合の、会社と株主間の関係である。

まず、株主名簿への名義記載がなければ株主の対会社株主権対抗力が制限されるとして、株主名簿作成義務のある会社が株主名簿の不存在をもつて、株主の権利行使を拒めるとするのは不合理である。株主名簿の存在が証明されない限り、原則に戻って、株主は対会社株主権対抗力を奪われないと解さなければならない。もつとも株主は、株主名簿が存在する場合には、株主名簿上の名義人であることを証明して権利行使することになる（株主権の証明ではない——株主権を証明しても権利行使できない）。けれども株主名簿が存在しなければ、株券を呈示するなど株主権を証明して権利行使することになる（株主以外の者を株主として権利行使させた場合、株主名簿が存在しないのであるから、会社は株主名簿の免責力を主張できないが、有価証券たる株券呈示に基づく免責力は主張しうる）。これは株式の譲受人からすれば、名義書換手続を経ずに直接会社に対して権利行使できることを意味する。反面、株主は株主名簿による株主推定（資格授与的効力）を受けられない。株主名簿が存在しない以上当然であるが、これらの点に関しては、記名株式であるにもかかわらず、無記名株式同様に扱われるわけである⁽⁷⁾。

ただし、株主名簿の不存在が記名株式を無記名株式にしてしまうわけではない。株主名簿が存在しないからといって、例えば、株主総会の招集通知を個別の株主に発する義務（商法二三三条一項）を会社が免れる理由はな

い。これは（記名）株主に対する会社の義務の履行である。記名株式である以上、会社は株主に対して個別に各種通知等義務を果たさなければならない。そのために株主名簿は有用であるが、株主名簿の存在がこれらの義務を根拠づけるのではない。株主と会社との継続的な関係の中で、記名株式の内容として右義務の履行が求められるのである——株主名簿のいわゆる資格授与的効力が働くわけではない。株主名簿が存在しなくても会社は右義務を履行しなければならないのである。⁽⁹⁾なおこの点、名義を書き換えた株主は、株主総会の招集や利益配当などに際し、株主名簿に基づき会社から個別的な通知を受けることができる、と説明されることがある。⁽¹⁰⁾繰り返しになるが、右のような通知を受けられるのは（記名）株主だからであり、株主が株主名簿の名義人になったからではない。株主名簿に基づきこのような通知がなされるのは、株主名簿上の名義人に株主権が帰属しない場合でも、真の株主（名義書換未了株主）は会社に対する株主権対抗力を制限され、右通知義務を負う会社は免責されるからである。

(n) 株主名簿作成後

株主名簿は会社・株主間の関係を合理的に処理するための制度である。名義書換未了株主の対会社株主権対抗力制限効（商法二〇六条一項）は、この制度趣旨を効果的に達成するために認められるのである。⁽¹¹⁾したがって、名義書換未了株主が常に会社に対して株主権の主張をなせないわけではない。会社・株主間の関係の合理的処理のためには、本則に戻って、株主であれば会社に対して株主権の主張をなしうると解すべき場合も存在する。その代表的な例が名義書換請求である。株主であれば株主名簿の名義書換を請求できる——株主でない者の請求による名義書換は無効である。会社が名義を書き換えるのは請求者が株主だからであり、名義書換請求関係においては（名義書換未了）株主は会社に株主権を主張できると考えざるをえない。⁽¹²⁾さらに、株主権から反復的に発生

する権利ではなく、それにより株式自体の消滅やその内容の変動がある場合で、株券の提出により株主権が行使される関係においては、名義書換なくして株主は会社に対して株主権の主張をなしうる。株券を基準に権利関係を処理するのが合理的だからである。⁽¹³⁾ このように株主名簿制度の趣旨から、株主の対会社株主権対抗力制限効は限界づけられる。⁽¹⁴⁾

(二) 名義書換の不当拒絶

株主名簿の名義書換のいわゆる不当拒絶の場合には、会社は当該名義書換未了株主の権利行使を否定できない。⁽¹⁵⁾ 形式的には株主名簿制度の対会社株主権対抗力制限効が認められる。しかし、株主の請求に対して名義書換義務を負う会社が正当な理由なくこの義務を果たさず、名義書換未了をもって株主の権利行使を拒絶できるとすれば、それは不当な制度利用というしかない。したがって、この場合には名義書換未了株主であっても、会社に対して自己の株主権を主張できると解される。

問題は、対会社株主権対抗力を制限されない法的構造である。株主名簿の名義書換があったものと考えるのであれば、物理的には名義記載を欠くが、名義書換の不当拒絶を受けた株主は株主名簿上の名義株主だから、会社に株主権を対抗できるのは当然ということになる。けれども、名義書換の一般的な効力発生時点との関係がある。請求すればそれだけで名義書換の効力が生じるのであれば（名義書換請求権の形成権的構成）、そもそも不当拒絶は法的には問題とならない。会社が名義書換請求を受理しない、あるいは請求されたにもかかわらず実際に株主名簿上の名義自体を故意に書き換えない（名義書換の効力不発生）、こうした場合が不当拒絶と認識されるところである。⁽¹⁷⁾ そうだとすると、不当拒絶を受けながら（名義書換の効力不発生）、名義書換があったと考える方がたと名義は書き換えられていることになり、この関係を説明する必要がある。むしろ、名義記載のないことを前

提に、会社は不当拒絶を受けた（名義書換未了）株主を株主として扱わなければならない信義則上の義務を負担すると構成すべきであろう。

すなわち、名義書換義務を負う会社との関係では、不当拒絶は不当拒絶を受けた株主を株主名簿制度の対会社株主権對抗力制限効から解放する⁽¹⁸⁾——名義書換未了株主ではあるが会社に対して株主権を對抗できる。さらに、一般に名義書換がなされた場合には、株主は株主名簿上の名義人である旨を証明すれば会社に対して権利を行使できる——権利行使時の株主証明までは必要ない。これとの対比において、不当拒絶を受けた株主が権利行使時に常に株主証明を課せられるのは不当であろう。不当拒絶の旨を証明すれば、会社は株主でないことを証明しない限り権利行使を拒絶できないと解すべきであろう（株券等により株主権を証明しての権利行使ももちろんしうる）。これは不当拒絶を受けた株主に対するいわゆる資格授与的効力の付与のようであるが、会社との関係で資格が設定されているわけではない。したがって、信義則上右のように扱われるだけであり、資格授与的効力が発生するのではない⁽¹⁹⁾。またそれ故に、会社の免責も問題とならない——株式を譲渡してしまった被不当拒絶株主を株主として扱っても会社は免責されない。会社が免責を受けたければ、請求に基づく名義書換を行えばよいのである。

(三) 他人名義借用による株式引受

他人名義を借用して株式が引き受けられた場合の株金払込責任については、商法二〇一条に規定されている。一方、名義人と名義借用者のどちらが株主となるかについては、理論で決すべき問題であり、⁽²⁰⁾通説⁽²¹⁾・判例⁽²²⁾は名義の如何を問わず、自己が株主になる意思で引受をなした名義借用者が真の株主であると解している。⁽²³⁾この立場を前提にすると、名義人とは別個に真の株主が存在する場合が出てくるが、会社は名義人を株主として扱えば免責

され、真の株主は株主名簿の名義書換を受けなければ会社に対抗できないとする所説⁽²⁴⁾が多い。会社は記名株式の引受人を書面（商法一六九条）あるいは株式申込証（商法一七五条・二八〇条の六・二八〇条の一四）により把握し、それに基づき株主を株主名簿に記載する⁽²⁵⁾。したがって、会社が株主名簿の名義人を株主として扱った場合には、名義人がたとえ真の株主でなくても、真の株主が作出した外観に依拠して義務を履行したことになるから、会社は免責されなければならない⁽²⁶⁾。問題は真の株主の対抗力である。

まず、株主名簿上の名義は誰を表示するものか検討しなければならない。前述のように、株式を引き受けるにあたって他人名義を用いようとも、自己が株主となる意思で引受をなした以上、名義借用人が株主となる。つまり、その他人名義は名義借用人である株主を表示するものである。これに対して、東京地判昭和六三年一月二六日・金融・商事判例七九九号一六頁は、商法二〇六条一「項が取得者の氏名及び住所の記載を会社に対する対抗要件とし、同法第二二三条第一項第一号において、記名株式の株主名簿には株主の氏名及び住所を記載すべきものとしているのは、これらを株主名簿に記載させることにより、その記載から株主が誰であるかを明らかにするためであり、株主名簿が多数のしかも絶えず変動する記名株主の権利行使を認め又は促すために作成を義務付けられているものであること、株主及び会社の債権者にもその閲覧・謄写権が認められていること（商法第二六三条第二項）に鑑みると、ここにいう『住所』及び『氏名』は、これらにより客観的に株主を特定することができ、内容のものでなければならぬことは明らかである。したがって、ここにいう『氏名』とは、本名、すなわち日本国籍を有する者にあつては原則として戸籍上の氏名をいうものと解すべきであり、その例外として、株主が自己の氏名としてこれと異なる氏名を長期間にわたり一般的に使用し、その結果、社会生活上、それが当該株主の氏名として一般的に通用している場合に限り、その氏名（通称）をもここにいう氏名に当たると解すべきである。」とする。けれども、会社との関係で株主として扱われる者を設定するのが株主名簿であり、他の株主

や会社債権者との関係を設定するわけではない。⁽²⁷⁾そしてまた、株主名簿は絶えず変動する多数の株主を会社が把握するための制度であるが、そのために会社免責力が認められるのである。株主名簿に記載する名義が、戸籍上の氏名や社会生活上一般に通用している通称でなければならぬ理由はない。⁽²⁸⁾⁽²⁹⁾

そもそも、どのような名義で行為をなそうと、基本的に行為者の自由である。そして、株式譲渡自由原則のもと会社は株主を（その名称を含めて）選別できないし、株主の請求により名義書換義務を負う。したがって、会社は株主の用いた名称をその株主を表示するものとして株主名簿に記載しなければならぬ。⁽³⁰⁾⁽³¹⁾他人名義借用の場合も、株主が自己を表示するものとして使用する限り、株主名簿に記載された名義は株主の名義である。このように、株主は名義書換にあたりどのような名義でも使用できる。⁽³²⁾借用名義（他人名義）は借用者たる株主を表示するわけである——当該株式につき名義人自身（名義貸与者）を表示するものではないが、前述のように会社の免責はある。そして、株主名簿の名義が真の株主を表示するものである限り、真の株主は対会社株主権対抗力を有すると考えなければならない（会社免責と株主権対抗力は別個の問題である）。⁽³³⁾もともと、真の株主が権利行使するにあたっては、株主名簿上の名義が自己を表示するものである旨を証明しなければならない。名義人との同一性証明は、株主の戸籍上の氏名が株主名簿に記載されている場合でも同様に求められる。⁽³⁴⁾株主権の証明ではない。この証明ができなければ、真の株主といえども、株主名簿上の株主ではない（株主権対抗力を欠く）との会社の主張が通ることになる——名義人株主を株主として扱えば免責される。反対に証明できれば、株主名簿上の株主ということになるから、会社は株主の権利行使を拒めない（この意味において、株主名簿の有効な名義記載には資格授与的効力がある——株主証明をしなくても株主名簿の名義人であることを示せば権利行使できる）。

このように、他人名義を用いた株主もその名義が自己を表示するものだと証明できれば、株主名簿上の株主としての扱いを受ける。名義書換を受けなければ株主権を会社に対抗できないわけではない。⁽³⁵⁾この理は、株式の譲

受人が他人名義を用いて名義書換をなした場合も同様である。

なお、どのような名義を用いようと株主の自由である。これを利用して、他人名義や仮名を用いて、実際には一人の株主なのに株主名簿上名義を分散する例がみられる。分散名義を利用して株主以外の者が名義人として権利行使を主張してくることが考えられるが、無権利者の主張であるにすぎない。会社は名義人株主ではないことあるいは無権利者であることを理由に、株主権の主張を認めなくてよい。その反面、他人名義の場合のその他人自身が主張する時などには、株主との同一性において名義人株主らしい外観が生じており、無権利の名義貸与者を株主として扱った会社は免責されると解さなければならぬ。このように、会社免責は認められるが、そもそも名義の分散自体が問題である。⁽³⁶⁾株主名簿制度は会社・株主間の関係を合理的に処理しようとするものであるから、名義の分散は無効とされないまでも、少なくともすでに名義人株主となっている者が他の株式につき別個の名義で名義書換を請求してきた場合には、会社は名義を統一するよう要求でき、それに従わなければ名義書換を受理する必要はないと解すべきであらう。

(四) 定款による株式譲渡制限制度との関係

前節で述べたように、他人名義借用の株式引受の場合でも、名義借用者が株主となるのであり、会社免責の問題は別として、株主名簿上も名義人は「名義貸与者」と名義借用者である。同様に、株式譲受人が他人名義を用いて名義書換請求をなした場合も、株主名簿上の名義人は「名義貸与者」と名義借用者である。このように解しても、株式譲渡自由原則のもと、株主名簿名義書換義務を負う会社にとり不利益はない。すなわち、そもそも真の株主が名義書換を請求する時には、会社は書換（会社に対する株主資格の設定）を行わなければならない、株主の選別は出来ない。そうだとすると、株式引受段階においても重要なのは引受人の意思であり、名義自体では

ない（割当自由原則のもと、会社にも引受人選択の自由があるが、相手方誤認による錯誤無効等を主張できるのは特殊な場合に限られると思われる⁽³⁷⁾）。そして、名簿上の株主を確定する会社の利益は、免責の問題として考慮すれば十分だからである。

ところが、一方で、商法が認める定款による株式譲渡制限制度は、株主名簿制度を利用した株主選別を——名義書換拒否権を認めるという形で——会社に許容するものである⁽³⁸⁾⁽³⁹⁾。そこで、定款による株式譲渡制限制度が採用されている会社にあつては、株主名簿上の名義人（名義書換を承認され名義人となつた者）の確定につき会社の株主選択（株主資格設定制限）意思が重視されるべきことになる。会社としては当該名義人（その名義から会社が株主と判断した者）が株主名簿上の名義人になることを承認したわけである。もちろん、そうだからといって、名義人株主が真の株主となるわけではない。真の株主は名義借用人である。けれども、定款による株式譲渡制限制度採用下においては、名義借用人の行う名簿上の名義人との同一性主張が制限を受け、会社の判断に反する右主張はできない。したがつて、名義借用人は原則として名義書換未了株主であり、会社に対する株主権対抗力を制限される。他面において、会社は株主名簿上の名義人（名義貸与者）を株主として扱えばそれで免責される⁽⁴⁰⁾。名義借用人者が株主権対抗力を主張するには、名義書換時にその名義で登録すること（借用名義^{II}貸与者名義が借用人者を表示すること）を会社が承認しているか、または、名義借用人者が自己の名義で名義を書き換えることを会社が承認した上、名義書換が行われた場合に限られよう。

（1）なお、（記名）株式の譲渡方法と株主名簿の名義書換の効力の変遷につき、山本爲三郎「株券法理」倉沢康一郎
 II 奥島孝康編・岩崎稜先生追悼論文集・昭和商法学史（一九九六年）七四六～七五三頁参照。

（2）この点、株主がたとえ自己の株主権を証明しても、名義書換未了である限り、会社に対して権利行使できないことを、確定的効力と呼ぶことがある（江頭憲治郎「株主の名義書換」会社法演習Ⅰ（一九八三年）一〇一頁、松岡誠

之助・新版注釈会社法(3)(一九八六年)一六八頁、相原隆「株主の名義書換」奥島孝康・中島史雄編・商法演習Ⅰ「会社法」第二版(一九九五年)六二頁、弥永真生・リーガルマインド会社法「第3版」(一九九七年)九九一〇〇頁)。そしてさらに、確定的効力は会社・株主間の法律関係の画一的処理を実現するためのものであるから、それは単に対抗力の問題ではなく、会社・株主間の関係を固定化する意味を有すると考える所説もある(篠田四郎・現代企業法(会社法)上(一九九四年)一三六―一三七頁、長浜洋一・株式会社法「第3版」(一九九五年)一四六―一四七頁、坂田桂三・現代会社法「第三版」(一九九五年)二五二―二五三頁)。この所説は、確定的効力によって会社は名義書換未了株主を株主として扱ってはならないとする。右のような内容を有する確定的効力が存在するのであれば、会社は常に株主名簿の名義人を株主として扱わなければならないから、株主推定力としての資格授与的効力も会社免責力も認める余地はないように思われる(竹内昭夫・会社法講義(1)(一九八六年)二五三頁参照)―推定ではなく確定であるし、確定である以上免責するもしないもない(もつとも、名義書換が無効である場合、右所説でも株主名簿上の名義人を会社は株主として扱えないが、会社免責は問題となしえよう)。また、名義書換にあたり、このような確定的効力が発生するのであれば、株式譲渡の構造―会社・株主間の法的関係についても再考する必要がある(山本爲三郎「定款による株式譲渡制限制度の法的構造」中村眞澄教授・金澤理教授還暦記念論文集・現代企業法の諸相(一九九〇年)一五四―一五五頁注(52)参照)。

(3) 山本・前掲注(2)一五一―一五二頁。

(4) 例えば、大阪地判昭和四六年三月二九日・判例時報六四五号一〇二頁は被告会社には株主名簿が存在しないとの認定をなしている。なお、京都地判平成四年二月二七日・判例時報一四二九号一三三頁では、提出された株主名簿により被告会社主張の株主は分かるが、被告会社の株主構成は必ずしも明らかではない旨判示されており、また、神戸地判平成五年二月二四日・判例時報一四六二号一五一頁は、被告会社の二回の新株発行に際しては正規の株主名簿が作成されなかったと認定している。小規模閉鎖会社においては株主名簿の真偽の問題がある、あるいは株主名簿の管理がずさんである場合があることを窺わせる。

(5) 記名株式は株主名簿を通して権利行使することが予定されている株式であり(商法二〇六条一項)(高島正夫・新版会社法(一九九一年)一〇一頁注(1)参照)、この点で無記名株式(平成二年改正前商法二二八条―無記名株式の権利行使は株券の会社への供託により行われる)と区別された(山本・前掲注(1)七四四頁)。なお、記名株

式と無記名株式とは権利内容が同一であるとし、両者の相違を株券上の株主名記載の有無にも求める見解もあるが、株券上の株主名の記載は本質的ではない（山本・前掲注（1）七五四頁）。

（6）株主名簿の形式に制限はない。磁気ディスクなど電磁的記録でもよい。ただし、株主または会社債権者の閲覧請求に応じて、相当な期間内にプリントアウトするなど合理的な方法で見読できる状態にある限り、株主名簿と認められる（西島梅治・新版注釈会社法（4）（一九八六年）一六〇一七頁、竹内・前掲注（2）一九二〇一九三頁、大隅健一郎・今井宏・会社法論上巻「第三版」（一九九一年）四〇五頁、鈴木竹雄・竹内昭夫・会社法「第三版」（一九九四年）一三六〇一三七頁注（四）、篠田・前掲注（2）一三四〇一三五頁）。実際の例として、稲葉威雄ほか・条解・会社法の研究（4）・株式（3）（一九九三年）六〇七頁（中西発言）参照。

（7）株主名簿が滅失してしまった場合も同様に解される。なお、この場合の会社免責について、稲葉ほか・前掲注（6）一一〇一三頁の議論参照。

（8）継続的関係自体が会社の右義務を導くのではない。無記名株式の方式も制度としては可能である（無記名株主に對しては、個別の通知を会社に要求することはできないから、平成二年改正前商法は無記名株式発行会社に、例えば株主総会の開催につき公告を義務づけていた（改正前商法二三二条三項）。まさに記名株式であるからこそ、その内容として会社の右義務が認められるのである）。

（9）したがって、株主名簿がなければ、株主に対する義務を履行しなければならない会社にとって、非常な不便かつ危険に逢着することになる（例えば、株主総会の招集通知が株主に発信できない場合、会社は免責を受けられないから、総会決議の瑕疵が問題となる）。実際に株主の変動が起こりうる株式会社にとって、会社が株主として取り扱う者の形式的基準となる株主名簿は、特に会社にとり意味のある制度である。

（10）大隅・今井・前掲注（6）四七三頁。

（11）山本・前掲注（2）一五二頁。

（12）山本・前掲注（2）一五二〇一五三頁。

（13）山本・前掲注（2）一五三頁・一五五頁注（57）・一五六頁注（58）参照。

（14）この点に關し、東京高判平成四年一月一六日・金融法務事情二三八六号七六頁は、「控訴人兩名は、いずれもその保有する一万〇四四〇株の株式を被控訴人会社の設立又は新株の發行に伴い原始取得したものと解すべきであつ

て、株式の譲渡等により承継取得したものと解すべきでないことは、前記の認定、判断に照らして明らかであるから、控訴人らの株式の保有は、本来、被控訴人会社の株主名簿上にその旨の記載がなくても、被控訴人に対抗し得るものというべきである。」という(同旨、坂田・前掲注(2)二五二頁)。確かに商法二〇六条一項は、「株式ノ移転ハ取得者ノ氏名及住所ヲ株主名簿ニ記載スルニ非ザレバ之ヲ以テ会社ニ対抗スルコトヲ得ズ」と規定する。しかしながら、これは株式の移転についての対抗力を制限しているのではなく、会社に対する株主権対抗力の制限に関する規定である。つまり、原始取得であろうと承継取得であろうと、誰が会社との関係で株主として扱われるかの基準となるのが株主名簿である。会社設立時の株式発行や会社成立後の新株発行にあたって遅滞なく株主名簿に名義が記載されない時には、これらの場合に会社は当然に名義記載義務を負うから(本稿注(25)参照)、名義書換の不当拒絶と同様に扱ってよい。原始取得だから株主名簿制度の対会社株主権対抗力制限効が及ばないと解する理由はない(同旨、北沢豪「商事法判例研究」判例タイムズ八八四号(一九九五年)五七頁)。名古屋高判平成三年四月二四日・高裁民集四四卷二号四三頁も、商法二〇六条一項は「株主の権利が継続的、反復的、集团的に、しかも絶えず変動する株主によって行使されるという実態に対応するための技術的処理として、株主名簿の記載により会社と株主との関係を画一的に処理するために設けられたものであるから、単に株式の移転の場合に限ってその対抗要件を定めたに止まらず、およそ会社に対して株主たることを主張するすべての場合についての対抗要件を定めたものと解すべきである。」とする(同旨、大阪高判昭和四一年八月八日・下民集一七卷七・八号六四七頁)。

(15) なお、東京地判昭和四六年八月一六日・判例時報六四九号八二頁は、原告が被告会社の株式を所有することの確認および株主名簿の名義書換を求める訴えを提起したところ、被告会社が認諾し、認諾調書が作成された事例であるが、「かような場合、株式の取得者たる原告らは右認諾に基づき現実に株主名簿の書換を了しない間においても、名義書換の請求が不当に拒絶された場合と同様―むしろ、より以上の根拠をもって―会社に対し株主としての権利を行使することができる」と解するのが相当である。」とする。

(16) 松岡・前掲注(2)一七三頁、竹内・前掲注(2)二五五頁、大隅・今井・前掲注(6)四八三―四八四頁、高鳥・前掲注(5)一二四頁、篠田・前掲注(2)一三六―一三七頁、前田庸・会社法入門(第4版)(一九九五年)二二七頁、相原・前掲注(2)六六―六七頁、長浜・前掲注(2)一四七頁、加美和照・新訂会社法・第五版(一九九六年)一五一―一五二頁、島袋鉄男「株主名簿の名義書換」酒巻俊雄ほか編・重要論点会社法(一九九六年)二〇

三頁。

(17) 山本・前掲注(2)一五三、一五四頁注(51)、同「無権利者の請求による名義書換」法学研究六六卷一二号(一九九三年)一六七頁注(38)参照。

(18) 反面、従前の名義人はその地位―会社に対する資格を失う。その結果、会社は当該名義人を株主として扱うことにより免責されない(稲葉ほか・前掲注(6)二四頁(稲葉発言)、山本・前掲注(17)一六七頁注(38)、相原・前掲注(2)六六、六七頁)。

(19) 前述のように、会社は(記名)株主に対して個別に各種通知等義務を果たさなければならない。これは株主名簿の資格授与的効力が働くからではない。もっとも、株主名簿制度のもとでは、株主名簿上の株主に対して右義務が履行される。たとえば当該株式につき真の株主―名義書換未了株主が存在する場合でも、彼は会社に対する株主権対抗力を制限され、名義人を株主として扱った会社は免責されるからである。これに対して、被不当拒絶株主は名義書換未了であるが株主権を会社に主張できるから(なお、本稿注(18)参照)、会社は株主名簿に名義がないことを理由に被不当拒絶株主に対する右義務の履行を免れない。実際の裁判例においても、この義務の不履行が問題とされるものが多い(例えば、東京地判昭和四十六年八月一六日・前掲注(15)は、「原告らは株主名簿の名義書換を受けなくても、被告会社に対し株主としての権利を行使しようものというべきである。また、右のとおりである以上被告会社は原告らに対し株主総会招集の通知をなすべきであり、原告らのため株主名簿の名義書換がなされていないことを理由にその責を免れることはできないというべきである。」とし招集手続違反の株主総会決議を取り消した事例であり、東京高判平成五年八月二三日・金融法務事情一三八九号三二頁は、名義書換を不当に拒絶した会社が被不当拒絶株主に商法二八〇条の三の二の通知を行わなかったことを違法とする事例である)。

(20) 今井潔「仮設人名義または他人名義による株式の引受」大森先生還暦記念・商法・保険法の諸問題(一九七二年)一二九、一三一頁、米津昭子・新版注釈会社法(3)(一九八六年)三九、四〇頁、野村直之「株主権の確認を求め訴え」山口和男編・裁判実務体系21(一九九二年)七三、七四頁、龍田節・会社法〔第五版〕(一九九五年)一八三頁注(b)、宮島司・会社法概説(一九九六年)八〇頁。

(21) 上柳克郎「他人名義による株式の引受」証券・商品取引判例百選(一九八八年)一三頁、倉沢康一郎・戸田修三ほか編・注解会社法「上巻」(一九八六年)二二九、二三〇頁、伊沢和平「他人と通じて他人名義で株式を引き受け

た場合の株主」新証券・商品取引判例百選(二九八八年)二九頁、大隅¹¹今井・前掲注(6)二三二、二三三頁、鈴木¹²竹内・前掲注(6)七六頁注(八)、篠田・前掲注(2)六四頁、鈴木竹雄・新版会社法・全訂第五版(一九九四年)六四頁注(6)、前田・前掲注(16)五八頁、龍田・前掲注(20)一八三頁注(b)、森本滋・会社法[第二版](一九九五年)七二頁、長浜・前掲注(2)五三頁、荒谷裕子「他人名義による株式の引受」酒巻俊雄ほか編・重要論点会社法(一九九六年)七一、七二頁、宮島・前掲注(20)八〇頁。

(22) 最判昭和四二年一月一七日・民集二二卷九号二四四八頁(「他人の承諾を得てその名義を用い株式を引受けた場合においては、名義人すなわち名義貸与者ではなく、実質上の引受人すなわち名義借用者がその株主となるものと解するのが相当である。……(中略)……株式の引受および払込については、一般私法上の法律行為の場合と同じく、真に契約の当事者として申込をした者が引受人としての権利を取得し、義務を負担するものと解すべきであるからである。」、最判昭和五〇年二月一日・金融法務事情七八一、七二頁。

(23) もっとも、実際の行為者が名義借用者として株主となる意思を有していたかどうかの認定は、必ずしも容易ではない。伊沢・前掲注(21)二九頁は、経済的出捐者は誰であるかが一番重要なポイントとなるが、名義貸与者を株主とする意思が認められる場合もあるとされ(同旨、菅原菊志「他人名義での株式引受と株主の地位」『The Law School』三八号(一九八一年)七四頁)、野村・前掲注(20)七四、七五頁は、株式の贈与や株式取得資金の贈与、消費貸借を名義借用と区別するのは容易ではないと指摘される(この点、有限会社の原始社員的事例であるが、高松高判平成八年五月三〇日・金融・商事判例一〇〇一八頁(名義借用ではなく出資金の贈与と認定)、その原審判決、高知地判平成七年五月一七日・金融・商事判例一〇〇一八頁(名義借用ではなく、会社設立当初における社員権の無償譲渡と認定)参照)。

(24) 上柳・前掲注(21)一三頁、菅原・前掲注(23)七三頁、七四頁、倉沢・前掲注(21)二二九、二三〇頁、大隅¹³今井・前掲注(6)二三三頁、鈴木¹⁴竹内・前掲注(6)七六頁注(八)、篠田・前掲注(2)六四頁、鈴木・前掲注(21)六四頁注(6)、長浜・前掲注(2)五三頁、荒谷・前掲注(21)七二頁、大阪高判昭和四一年八月八日・前掲注(14)。丑場直道「仮設人名義による株式の引受」河本一郎¹⁵橋本孝一編・会社法の基礎「実用編」(一九七五年)四五、四六頁は、仮設人名義で株式が引き受けられた場合も同様に解される。

(25) 株主名簿の記載事項に関する商法二三条一号の「株主」には、会社設立に際する株式発行および会社成立後の

新株発行における株式引受人（その後の株主）が当然含まれる（西島梅治・新版注釈会社法(4)（一九八六年）七頁、米津昭子・基本法コンメンタール「第五版」会社法1（一九九四年）二二二頁）。会社との関係で株主として扱われる者を設定するのが株主名簿だからである。本稿注（14）参照。

（26）当該名義が真の株主を表示するものであることを知っている場合には、会社は真の株主を名義人株主として扱わなければならない、名義貸与者を株主として扱っても免責されない（菅原・前掲注（23）七四頁）。もっとも後述のように、これは名義人と真の株主との同一性の局面的問題であり、会社は株主名簿に記載された名義人に宛てて通知義務を果たせば免責される（商法二二四条一項）。

（27）なお、稲葉ほか・前掲注（6）四～六頁の議論参照。

（28）同旨、出口正義「最新判例批評」判例評論三五六号（一九八八年）五一頁、三木浩一「株主名簿に仮名で登録されている株主の総会決議取消訴訟における当事者適格——丸井事件判決を通して——」判例タイムズ六九六号（一九八九年）二七～二九頁。

（29）なお、右昭和六三年東京地判のいうとおりだとすれば、名義書換段階において戸籍謄本や住民票の写しの提出を求めるなど、会社側の注意義務も問題となろう。さらに、名義書換請求権を有する株主に右のような義務を課すことができるのか、慎重な検討が必要だと思われる。

（30）客観的に株主本人を特定すると認められない名称や架空名義での名義書換を会社は拒否できるとの立場もあるが（大隅川今井・前掲注（6）四七七～四七八頁注（2）、小林量「平成8年度重要判例解説」ジュリスト一一一三号（一九九七年）九六頁）、他人名義や架空名義であること自体は、名義書換拒否の理由にはならない。

（31）もっとも、株主名簿に使用する文字につき、稲葉ほか・前掲注（6）一五～一八頁参照。

（32）吉田昂「株主名簿に記載する株主名」河本一郎・橋本孝一編・会社法の基礎「実用編」（一九七五年）三一～三二頁参照。なお、この点、名古屋地判平成八年一月二六日・判例時報一五六四号一三四頁は、「株主名簿にどのような名前、住所を記載するかは、登録を請求する株主の意思に委ねざるをえず、会社は株主の請求どおりに記載するほかはない」と判示する。

（33）伊沢・前掲注（21）二九頁参照。

（34）株主確認は、株主総会での場合、通常、会社が株主に送付した議決権行使書用紙、委任状用紙、出席票等の提出

により行われる。ただし、他の方法（運転免許証、身分証明書等の提示、氏名・住所等の申告）で確認する場合もある（柳田幸三「吉戒修一監修・実務解説株式会社法（上巻）（一九九一年）四九三頁、田村詩子・北川善太郎ほか編・解説実務書式大系12（一九九四年）一四七～一四八頁）。これらの方法による株主確認に関する会社免責につき、大隅健一郎「今井宏・会社法論中巻（第三版）（一九九二年）八四～八五頁参照。なお、東京地判平成七年八月二三日・金融・商事判例一〇〇二号三八頁は、名義書換代理人である信託銀行が、住所変更届手続につき、株主名簿登録印鑑と住所変更届捺捺印鑑との印影照合のみにより同一性認定を行う扱いをなした点につき、このような取扱で足り、しかもこの事件の場合右印鑑照合に過失はなかったと判断している（この点、大隅「今井・前掲注（6）」四七七頁によると、印鑑照合で印影が一致する者に権利行使を認めるときには会社は免責される。同旨、松岡・前掲注（2）」一五九頁、前田・前掲注（16）」二二六頁）。

（35）伊沢・前掲注（21）」二九頁。

（36）この点、近時、多数の架空名義を用いて転換社債を取得した上転換権を行使し、各名義ごとに単位未満株式の買取を発行会社に請求する（昭和五十六年改正商法附則一九条一項）事例が少なからず見受けられる（鳥飼重和「単位未満株式買取請求の濫用的行使と実務的対応——三等製菓事件を中心に——」代行リポート一一五号（一九九六年）九頁以下参照）。名義の分散により多数の単位未満株式を発生させ、転換価額が買取価格よりも下回る場合に、買取を請求して確実に利益を得ようとするものである。けれども、いくら名義を分散しても、真の株主は一人だけであり（しかも、架空名義はこの株主を表示するものであるから、当該株式についての名義人はこの株主だけである）、実際には単位未満株式はそれほど生じない。つまり、架空名義による名義の分散で見かけ上単位未満株式が多数発生するようであっても、真の株主のもとではそれに見合うだけの単位未満株式買取請求権は発生していないのである（株主名簿への名義記載は株主権の対抗力に関するものであり、新たな権利を作出するものではない。また、買取請求制度は単位未満株式拡散防止措置の代償として認められたのであるから、単位株式を分割して単位未満株式として買取請求をなすことも許されないと解される（竹内昭夫・改正会社法解説（新版）（一九八三年）六九頁、関俊彦・新版注釈会社法（4）（一九八六年）二五二頁、大隅「今井・前掲注（6）」五六～五六二頁、増田政章「架空名義で株式を分散し単位未満株式を取得した者が、買取請求を棄却された事例」私法判例リマックス no.15（一九九七年）一一四頁）。したがって、会社は多数の名義を基準とした買取請求に応じる必要はない。実際に買い取った場合の免責は別個の問題

である―過失があれば違法な自己株式の取得になり、取締役の責任が生じる（単位株主であることを知り、それを容易に証明できるのに買取に応じた場合には違法な自己株式取得になる、との立場が多い（関・前掲本注二五四頁、大隅・今井・前掲注（6）五六二頁、小林・前掲注（30）九六頁）。この点、鳥飼・前掲本注一八〇一九頁は、一定の場合の本人確認義務を指摘される）。なお、名古屋地判平成八年一月二六日・前掲注（32）は、このような場合、昭和五十六年改正商法附則一九条一項の「自己の有する単位未満株式」か否かは、株主名簿の記載にかかわらず、実質的な観点から判断するべきであり、当該真実の株主の所有株式数を合計して、なお単位未満株式が生じるか否かによって、判断するべきである。」とする（控訴審判決同旨、名古屋高判平成八年六月二七日・資料版／商事法務一四九号二一八頁）。

（37） 今井・前掲注（20）一四〇―一四三頁は、会社に株式引受契約錯誤無効の主張が認められる場合を検討されている。もっとも、株主割当の場合はそもそも問題とならない。第三者割当での相手方誤認は可能性が低い。結局、募集の場合の会社側の相手方認識につき、一般の契約と同様に考えるのが問題となる。今井・前掲注（20）一三六頁・一四一頁は、株式引受契約は個人を重視する法律行為だと強調されるが、定款による株式譲渡制限制度を採用している会社であれば格別、募集による株式発行の場合に人的要素を重視する構成を採るのには疑問がある。

（38） 山本・前掲注（2）一五七―一五八頁、同「取締役会の承認のない譲渡制限株式の譲渡の効力と譲渡人・譲受人の地位」判例タイムズ八〇八号（一九九三年）三七頁・四〇―四二頁、同「定款による株式譲渡制限制度の法的構造」私法五六号（一九九四年）二二二―二三四頁、安井威典「定款による株式譲渡制限制度の基本構造と取締役会の承認のない譲渡制限株式の譲渡の効力」法学研究六六卷一号（一九九三年）二四一―二四三頁、近藤龍司「判例研究」法学研究六六卷七号（一九九三年）一四六―一四七頁、大賀祥充・現代株式会社法「新全訂版」（一九九六年）二〇〇頁、黄清溪「判例研究」法学研究六九卷七号（一九九五年）一一三頁。宮島・前掲注（20）一五一―一五二頁も同旨か。なお、山本爲三郎「会社の行う株式の譲渡制限について」法学研究六六卷第一号（一九九三年）一四三頁以下参照。

（39） なお、私見に一定の評価を与えつつも、加藤修「株式の譲渡制限」奥島孝康・宮島司編・倉澤康一郎教授還暦記念論文集・商法の判例と論理（一九九四年）一二五頁は、「会社との関係における資格の問題である名義書換という上部構造において問題解決をはかるものであり、株主権の移転という基礎部分に迫らない点で、方法論的に満足でき

ない。」とされ、藤原俊雄「株式の譲渡制限制度の運用と問題点」判例タイムズ九一七号（一九九六年）四六頁は、「むしろ、株式取得者が会社との関係ではいまだ株主ではないとの事実を前提とし、譲渡人からの株式取得により株主たる地位に立つことを、会社に認めさせようとする権利が取得承認・買受人指定請求権である、とでもいうほかはないであろう。」（同旨、戸川成弘「取締役会の承認のない譲渡制限株式の譲渡の効力について―相対説の相対的構成と譲渡人の法的地位―」富大経済論集四〇巻一号（一九九四年）九〇～九一頁）とされる。また、若色敦子「いわゆる譲渡制限株式における承認請求権の性質」連井良憲先生・今井宏先生古稀記念・企業監査とリスク管理の法構造（一九九四年）四〇二～四〇三頁は、取締役会の承認は株式譲受人の株主権の会社に対する効力発生の停止条件であり、この条件成就に努力するものとして譲受人に認められるべき権利が取得承認請求権だとされる。けれども、株式譲渡自由原則のもと誰もが当該会社の株主となりうるが、取得承認・買受人指定の「請求権」を有するのは誰か―会社との関係でも株式譲受人が株主（名義書換未了株主）となると解するしかなからう。

（40）この点、伊沢・前掲注（21）二九頁は、「定款でもって株式の譲渡制限をしている会社の場合は、人的要素が重視される株式会社であるから、会社が名義貸与者を株主であると信頼していた場合には、行為者の意思がたとえ異なっていたとしても、会社側に利益が認められ、名義貸与者を株主として扱ってもよいと考えられる。」とされる。

三、資格授与的効力（株主権推定力）

株主名簿制度は名義書換未了株主の対会社株主権對抗力を制限する。これは株主権の對抗力の問題で、その所在の問題ではない。株式譲渡自由原則のもと常に変動が予想される株主に対して、継続的に義務を履行しなければならぬ会社の事務処理の便宜のための制度である。したがって、会社は、すでに株式を譲渡した株主名簿上の名義人を株主として扱って免責を受けてもよいし、名義書換未了株主を自己の危険において株主として扱うこ

ともできる（株主に株主として権利行使させることを適法になしうる）⁽⁴¹⁾。

会社が株主名簿上の名義人を株主として扱い免責されるのは、株主名簿への名義記載に資格授与的効力があるからだと説明されることが多い——資格Ⅱ株主権推定力が会社免責力の根拠と認識される。それでは、なぜ株主名簿への名義記載から資格授与的効力が生じるのだろうか。一般に、ある一定の事実状態から権利外觀が生じる場合に、それを法的な権利推定と把握する時、その事実状態を実質的権利と区別される形式的資格と観念する⁽⁴²⁾。

株主名簿への名義記載にもこのような意味での資格が与えられると考えてよいと思われる。けれども、株主名簿への名義記載という外形的事実に資格が認められるのであれば、株主でない者の請求によりその者に株主名義が書き換えられた場合にも、資格は発生するはずであろう。つまり、このような無効と解すべき名義書換⁽⁴³⁾によっても、資格授与的効力は生じる。その結果、一方で、名義書換の無効が証明されても、さらに名義人が現在株主でないことを証明しなければ——資格授与的効力Ⅱ株主権推定を破らなければ、会社は名義人の株主としての権利行使を拒否できない。他方で、会社が名義書換につき免責を主張できない場合にも、株主名簿上の名義記載により資格授与的効力が生じているから、名義人を株主として扱えば会社は免責されそうである⁽⁴⁴⁾。しかしながら、前者については、株主名簿制度は無権利者を保護するものではないから、無権利であつても一旦名義書換に成功すれば、名義書換の無効が証明されてもお名義人として権利行使を請求しうると解するのは妥当ではない⁽⁴⁵⁾。後者についても、このような結論が不合理であるばかりでなく、これでは名義書換の有効・無効をそもそも問題とする余地がなさそうであるが、名義書換は会社・株主間の継続的な関係を資格として設定する契機であるから、その効力を問題にできないとすれば疑問である。したがって、株主名簿上の名義記載という外形的事実に資格授与的効力の根拠を置く考え方は、正當なものと思われ⁽⁴⁶⁾る。

株主名簿への名義書換の効力を問題とする以上、名義書換が無効である場合には、事実上記載されている当該

名義からは資格授与的効力は生じないと考えなければならない⁽⁴⁷⁾（会社免責は別個の問題である）。名義人が名義人である旨証明しても、会社は名義書換の無効を証明するだけで名義人の権利行使を拒絶できる⁽⁴⁸⁾。すなわち、無効な名義記載には資格授与的効力が認められないのである。けれども、名義の有効な書換があった場合において、会社が名義人の権利行使を拒絶するには、権利行使現在において名義人が株主ではない旨を証明しなければならぬ。名義人としては自己が名義人である旨を証明すれば十分である。これは、有効な名義書換によって株主は会社に対して資格を取得することを示している⁽⁴⁹⁾。

このように、株主名簿の有効な名義書換により、名義人株主は会社に対して資格授与的効力を主張できるようになる。その内容は株主権推定力であり、会社に対する資格——権利行使資格の設定である。株主名簿上の名義人であることを示す者の株主権行使を、名義書換の無効あるいはその者が株主ではないことを証明できない限り、会社は認めなければならない——会社は株主であることの証明を求められない。もともと、前述のように、会社が個別の株主に各種通知等を行う義務は、記名株主に対する会社の義務であり、資格授与的効力とは別個の問題である。会社は株主に対して右義務を履行しなければならない。株主名簿の名義を基準にするのは、名義書換未了株主は会社に対する株主権対抗力を制限されており、株主名簿の名義人に対して義務を履行しておけば、名義人が株主でなくても、会社は免責を受けるからである。

なお、前述のように、株主名簿上の名義人株主が資格授与的効力を主張できるということと、誰が名義人株主かの問題は別個のものである。資格授与的効力を主張するためには、名義人株主であること——株主名簿上の名義が自己を表示するものである旨を示さなければならないのである。

(41) 山本・前掲注(2)一五四―一五五頁注(52)、本稿注(2)参照。

(42) 松田二郎・株式会社法の理論（一九六二年）二五〇頁、鈴木・竹内・前掲注（6）一六一頁注（二）、鈴木・前掲注（21）一二二～一二三頁参照。

(43) 無権利者の請求による名義書換は無効と解すべきである（山本・前掲注（17）一四七頁）。

(44) 山本・前掲注（17）一五七～一五八頁注（21）。

(45) 山本・前掲注（17）一五〇頁。

(46) 山本・前掲注（17）一五八頁注（21）。

(47) 山本・前掲注（17）一五〇頁。

(48) 山本・前掲注（17）一四七～一四八頁。

(49) なお、片木晴彦「株主名簿の名義書換前の株主が書換請求をしていなくとも会社に対し株主たる地位を対抗することができるとされた事例」私法判例リマックス六号（一九九三年）一一八頁は、株券を発行していない株式会社では、「株主名簿の記載の持つ権利推定的効果および会社にとつての免責効果も一応は存在するとしても、極めて弱いものとならざるをえない。ここでは株券の所持による資格授与的効力が成立せず、または株券を通じて株式を善意取得する余地もない以上、株券を発行している通常の株式会社の場合と異なり、株主名簿に氏名の記載のない実質的株主も、実質上の権利を証明することで株主としての権利行使を主張することは可能であると解される。」とされる。資格授与的効力について論じられているが、ここで問題なのは名義書換未了株主の会社に対する株主権対抗力の方である。また、株券発行の有無により株主名簿制度の効力に相違を設ける構成も、株主名簿の記載の本質は株券所持の資格授与的効力の代替にあるとの理解（片木・前掲本注一一七頁）を前提とするから可能なのであるが、会社・株主間の関係を律する株主名簿と株式の所在にかかわる株券とは制度趣旨が異なっており、やはり無理があるように思われる（この点、出口正義「商事判例研究」ジュリスト一〇六四号（一九九五年）一二〇頁は、小規模同族的で株券未発行の会社であっても、株主名簿により株主の権利関係を明らかにしておく必要性があり、株主名簿の存在を無視するような解釈は避けるべきだとされる）——本稿本文二四三～二四四頁参照。

四、会社免責力

株主名簿上の名義人を株主として扱えば、たとえその者が株主でなくても、会社は免責され右取扱は適法化される。会社免責力は株主名簿上の名義人が株主でない時に問題となる。これには二つの場合がある。まず、株主でない者が株主名簿に名義を記載された場合（したがって、当該名義書換は無効である）。そして、名義記載が有効になされたが（したがって、名義が記載された時点では名義人は株主権を有していた）、その後、名義人が株主でなくなった場合である。

(一) 無権利者への名義書換の場合

株主名簿の名義書換は、株主がその株主権の内容として有する名義書換請求権に基づいて行われる。したがって、無権利者の請求による名義書換は無効である。名義書換が無効だというのは、株主名簿上に事実上存在する当該名義からは、資格授与的効力が生じないことを意味する——前述のように、株主名簿上への名義記載という外形的事実に資格授与的効力は認められない。もちろん無権利者であるから、株主名簿に名義を有しているようにも、対会社株主権対抗力を持たないのは当然である。しかしながら、会社免責力については別個の考慮が必要である。株券を呈示して名義書換を請求する無権利者に、会社が善意無重過失で応じた場合⁽⁵⁰⁾には、当該名義書換について会社は免責される⁽⁵¹⁾。そして名義書換は、株主名簿制度下において会社・株主間の継続的な関係を資格として設定する契機となるものである。それ故に、名義書換の免責は、その名義書換により株主名簿に記載された名義人を、当該株式について新たな名義書換が行われるまでの間、株主として扱った会社の免責に引き継がれると解される⁽⁵²⁾。

請求によらずに会社の判断で無権利者を株主名簿に記載しても、そのような名義記載は無効である（名義人に
つき資格授与的効力は生じない）。この場合には会社の免責はない。株主名簿上から物理的、外形的には抹消され
ていても、前名義は法的には失効していない。したがって、「前名義人」は株主名簿の「現」名義人としてそこ
から発生する効力を主張できる。⁽³³⁾

設立に際する株式発行あるいは会社成立後の新株発行における株主名簿の記載についても同様である（株式を
引き受け株主となった者の名義を記載する義務を会社は負うのであり、それ以外の者の名義記載は無効である⁽³⁴⁾）。もつと
も前述のように、株式引受人が他人名義を用いた時には、真の株主を表示するものとして当該名義の記載は効力
を有する——株式の譲受人が他人名義を用いて名義書換をなした場合も同様である。ただし、名義人と株主の同
一性を知らなければ、名義貸与者を株主として扱った会社は免責を認められなければならない。これは、名義人
の外観を有する者への債務履行の免責問題である。

（二）株主名簿上の名義人が株主でなくなった場合

前述のように、株主の請求により名義書換が有効に行われれば、株主名簿上の当該名義に資格授与的効力が認
められる。会社・株主間の継続的な関係が資格として設定されるのである——株主資格の設定であり株主権の創
設ではない。したがってこの関係は、原則として当該株式について有効な次の名義書換が行われるまでは、継続
すると考えなければならない——株主資格は株主権の存在自体とは別個の問題であるから、名義人がその株式を
譲渡して無権利者になっても、株主資格は存続する。一方、資格授与的効力の結果、名義株主の権利行使を会社
は認めなければならない。そこで、資格授与的効力の反面として、名義人が株主でなくなった場合には、名義人

を株主として扱った会社は免責されなければならない——資格が存続する限り免責力も認められる。

(50) この善意無重過失の意味については、山本・前掲注(17)一五五頁注(12)参照。

(51) 山本・前掲注(17)一五〇～一五一頁。

(52) 山本・前掲注(17)一五四頁。

(53) 山本・前掲注(17)一七〇頁。

(54) この場合、会社は株主名簿の名義人を株主として扱っても免責されない。さらに、株式を引き受けて株主となった者に対して、株主総会の招集通知発信等の義務を果たさなければならない——右株主は対会社株主権対抗力を制限されない(北沢・前掲注(14)五七～五八頁参照)。

五、おわりに

株主名簿制度の構造を名義記載の法的効力の観点から検討してきた。株主名簿制度は、株主名簿の適法な存在をもって、名義書換未了株主の対会社株主権対抗力を制限する——名義書換未了株主は会社到自己の株主権を主張できない。ただし、この制度は会社・株主間の関係を合理的に処理することを目的とするから、名義書換請求関係などにおいては株主名簿の対抗力制限効は及ばない。これは対抗力制限効の一般的限界である。名義書換のいわゆる不当拒絶の場合も、名義書換未了株主は会社に対して株主権を主張できる。これは対抗力制限効の信義則上の特殊な限界である。

限界はあるものの、株主名簿制度は名義書換未了株主の対会社株主権対抗力を制限する。株式は会社社団構成員たる地位を表すが、株式を有していても原則としてそれだけでは株主は株主権を会社に主張できない——株主

権対抗力の制限であり、会社が名義書換未了株主の権利行使を認めることはできる。さらに株主名簿制度は、名義書換未了株主の対会社株主権対抗力を制限するだけではなく、株主名簿上の名義人を株主と推定し（資格授与的効力）、その者を株主として扱った会社を免責する（会社免責力）。このような意味において、株主名簿上の株主資格と株式の所在自体が明確に分離される。両者は混同されてはならない。

株式を所有していても会社に対する株主資格を持たなければ、原則として会社との関係では株主として扱われないのであるから、対会社株主資格を有する者——株主名簿上の名義人は誰かが問題となる。検討すべき課題が二点ある。株主名簿上の名義が他人名義を借用したものである場合、および、定款による株式譲渡制限制度との関係である。

従来、他人名義で株式を引き受けた者は株主とはなるが、株主名簿の名義書換をなさなければ会社に対抗できないと説かれることが多かった。けれども、自己を表示するものとしてその名称を使用した以上、株主名簿上の名義は当該株主を表示する。ここでの問題の所在は、その名義と株主との同一性にある。この点、従来の通説は問題点の分析が不十分であつたといえよう——会社は株主を選択できないけれども、会社免責が別個に考慮されるのである。

商法が認めた定款による株式譲渡制限制度は、株主名簿制度を利用した株主選別を——名義書換拒否権を認めるといふ形で——会社に許容するものである。ここでは、株主名簿上の名義人（名義書換を承認され名義人となつた者）の確定につき会社の株主選択（株主資格設定制限）意思が重視されなければならない。そこで、定款による株式譲渡制限制度採用下においては、名義借用者の行う名簿上の名義人との同一性主張が制限を受け、会社の判断に反する右主張はできない。したがって、名義借用者は原則として名義書換未了株主であり、会社に対する株主権対抗力を制限される。この場面においても、株式の所在と対会社株主資格とは区別されなければならない

のである。ところが、従来の通説は定款による株式譲渡制限制度を株式の所在に関する制度と捉えたために、論理的に破綻し説得力を欠く説明しかなしえなかった。通説は混乱を来しているといえよう。

名義書換が有効になされれば、資格授与的効力が生じる。無効な名義書換から資格授与的効力が発生するような説明がよくなされる。会社免責力との関係を考えるからであろう。けれども、会社免責は別個の問題である。同様に、株主名簿の対会社株主権対抗力制限効と資格授与的効力も混同してはならない。会社は（記名）株主に対して個別に各種通知等の義務を負う。名義書換未了株主に会社が右義務を果たさなくて済むのは、株主権対抗力との関係である。株主名簿上の名義人に右義務が履行されるのは、名義人が真の株主の場合には株主が株主権対抗力を有するからであり、名義人が無権利者の場合には会社が免責されるからである。

会社は株主名簿上の名義人を株主として扱えば、名義人が株主でない場合でも免責される。名義人が名義記載当初から無権利である場合——名義書換が無効の場合には、名義書換における会社免責がその後の免責の根拠となる。他方、名義書換が有効に行われた場合には資格授与的効力が生じ、その反面、会社免責力が認められることになる。

株主名簿制度の効力を巡る従来の議論には疑問とすべき点や不明確、検討不足な部分が多い。本稿では、問題点を整理し、効力関係を論理的に把握することにより、株主名簿制度の法的構造を解明した。各場面において、通説の結論自体を劇的に転換しようとするものではないかもしれない。けれども、たとえ利益衡量論的発想による結論重視を肯定的に捉えたとしても、そのような結論——価値判断の正当性を裏づける論理構成の提示を忘れてはならないだろう。本稿の基本的姿勢はこの点にある。